

## 第2 消防用設備等の設置単位

(昭50.3.5 消防安第26号)

1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（令第8条，令第9条，令第9条の2，令第19条第2項及び令第27条第2項）がない限り，棟であり，敷地ではないこと。

※ 棟とは，原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。），地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気，暖房又は冷房の設備の風道，給排水管，配電管等の配管類，電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は，原則として1棟であること。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，消防用設備等（屋外消火栓設備，動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。）の設置について別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で，次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は，通行又は運搬の用途のみに供され，かつ，可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は，接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満，その他の場合は6m未満であること。

ウ 接続される建築物相互間の距離は，1階にあつては6m，2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし，次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は，この限りではない。

※ ① (1)の規定が適用される場合も，開放廊下を除き次により指導すること。

㊦ 建物の両端の接続部分には防火設備を設けること。

① 渡り廊下の構造は，準不燃材料で造られたものとする。

② 建築物相互間の距離は，次によること。

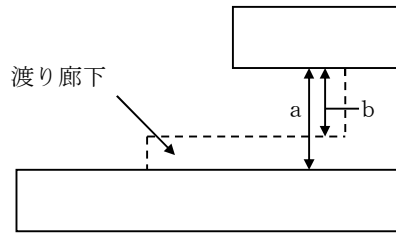
㊦ 渡り廊下が接続する部分の建物相互間の距離によること。

(昭53.2.21 消防予第32号，昭54.9.11 消防予第173号)

① 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は，水平投影距離によること。(昭55.3.12 消防予第37号)

㊦ 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は，2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。(昭53.2.21 消防予第32号)

㊦ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は，それぞれの接続される階における距離によること。



a の距離が該当する。

第 2 - 1 図 渡り廊下の距離

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3 m 以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。）については、次の a 又は b によること。

a 防火構造で造られていること。

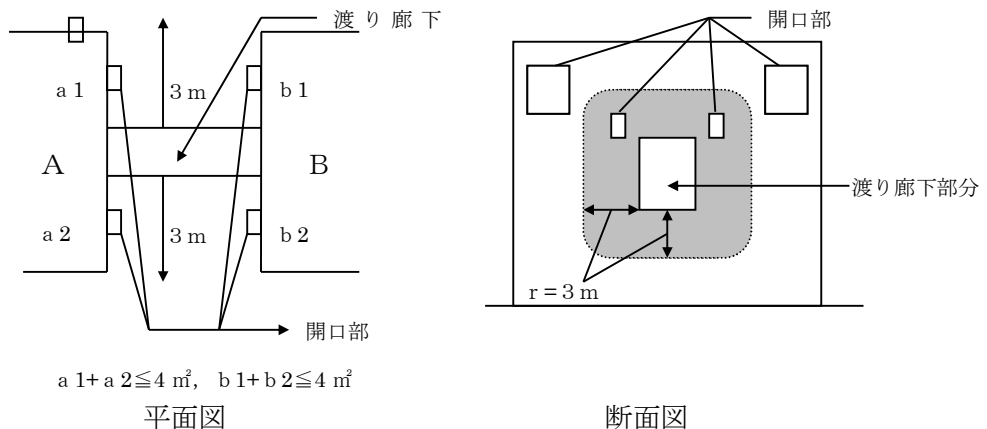
b a 以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上、有効に防護されていること。

※ 渡り廊下の接続部分からの 3 m 以内の範囲は、原則として、建物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込むものとする。

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積 4 m<sup>2</sup> 以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。

※ ① ただし書の適用にあたって、建築物相互間の距離が 3 m 以上で、かつ、渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつては、開口部面積を問わないことができる。

② 面積 4 m<sup>2</sup> 以内の開口部とは、第 2 - 2 図のように A と B の防火対象物が接続する場合、A 側又は B 側の開口部面積の合計がそれぞれ 4 m<sup>2</sup> 以下のものをいうものであること。（昭 54. 10. 31 消防予第 208 号）

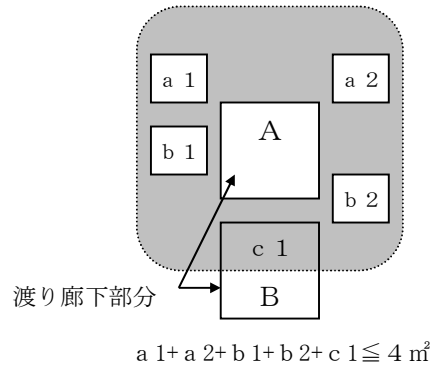


第 2 - 2 図

渡り廊下Bについては、

$$a_1 + a_2 + b_1 + b_2 + c_1 \leq 4 \text{ m}^2$$

外壁等の開口部のほかに当該渡り廊下の  
接続部から3mの範囲内にある他の渡り  
廊下等の接続部の開口部（c1）も含む。



第2-3図

(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 吹き抜け等開放式であり、建築物との接続部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。b、(b)において同じ。）が設けられていること。

※ 開放式とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

① 廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

② 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上、下方に突出したたれ壁を設けたもの。

b a以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄筋造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4m<sup>2</sup>以下であり、当該部分にはaで定める構造の防火戸が設けられていること。

※ 防火戸としてシャッターを設ける場合は、くぐり戸付とすること。

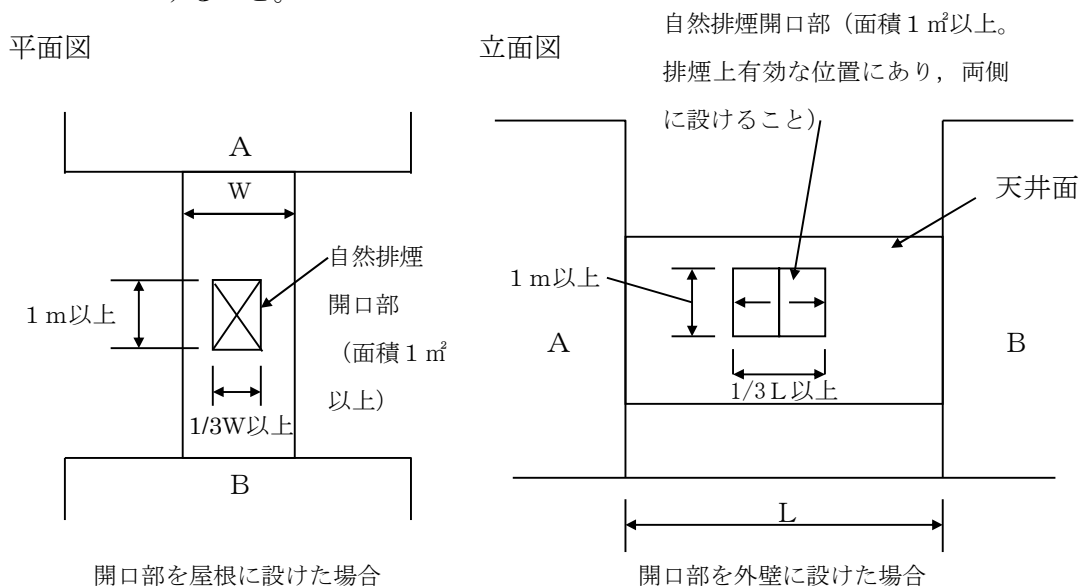
(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際、容易に接近できる位置から手で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。

① 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1m<sup>2</sup>以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつてはその両側

に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1 m以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

- ② 機械排煙設備にあっては渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。(昭54.10.31 消防予第208号)

※ 自然排煙口、機械排煙設備の設置については、建基令の規定を準用すること。



第2-4図 渡り廊下の自然排煙用開口部の例

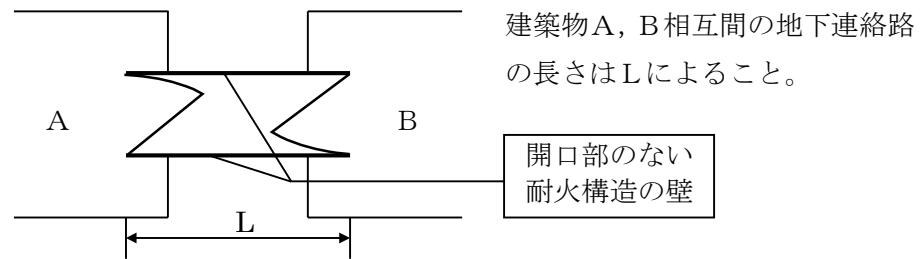
- (2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（ドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合。

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分という。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

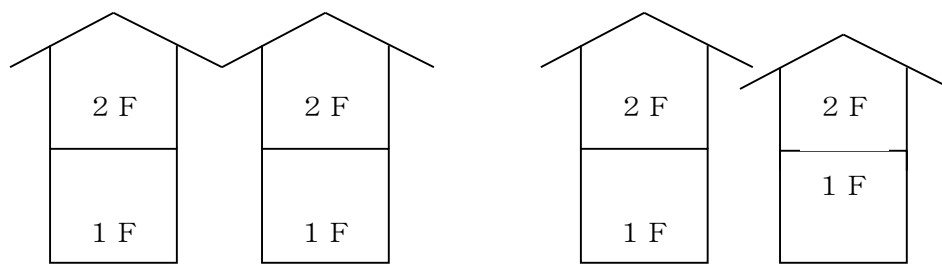
ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りではない。



第2-5図

- オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端が出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- カ 前オの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
- キ 前オの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- ク 地下連絡路には、(1)、ウ、(ウ)、b、(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合する場合。
- ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあってはこの限りではない。
- エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
- オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。
- 3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができる。
- (1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合(昭53.2.21 消防予第32号、昭54.9.11 消防予第173号)



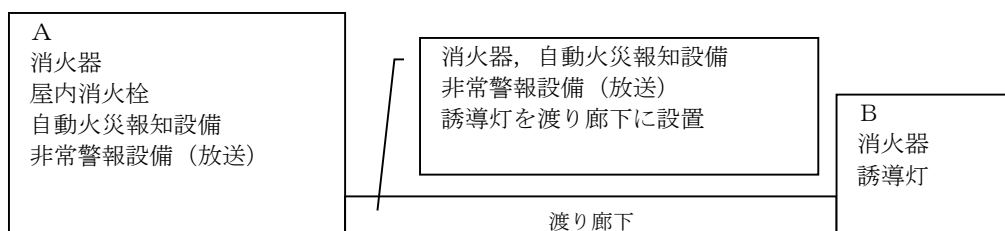
①屋根が構造的に結合されていないが  
接している場合

②屋根がかぶさっている場合

別棟として扱う場合の例

第2-6図

- (2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合
- ア 接続する部分の一の開口部の面積は、概ね20㎡以下であること。ただし、当該開口部の直近が外気に有効に開放されている場合にあつてはこの限りではない。
- イ 前アの開口部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。
- ウ 前イの防火設備が防火シャッターである場合は、直近に建基令第112条第14項第2号に定める防火戸が設けられていること。
- 4 別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。
- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
- (2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。
- 5 その他
- (1) 渡り廊下への消防用設備等の設置については、渡り廊下の面積を按分して各棟の消防用設備等算定基準に含み、渡り廊下で接続される棟に必要な消防用設備等を設置するが、2、(1)、ウ、(ウ)、b、(c)ただし書きに適合する場合は、渡り廊下部分を屋内消火栓の有効範囲から除くことができる。（昭58.4.14 消防予第62号）



第2-7図

- (2) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
- (3) 屋外消火栓設備，動力消防ポンプ設備，消防用水の規制については，渡り廊下等により接続された建築物は，原則として一棟として取り扱うこと。ただし，次のアからウまでに適合する場合は，別の建築物として取り扱うことができる。

(昭55.11.12 消防予第244号)

ア 渡り廊下等は，すべて不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は，前2の基準に適合するものであること。

ウ 接続される相互の建築物の各部分が，当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3 m以内，2階以上の階にあつては5 m以内の範囲に存しないこと。